

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号および5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和3年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 木川店舗 草津市木川町字樋頭 309-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 B・Jカンパニー株式会社 京都府京都市中京区下丸屋町 404 タケウチビル 3階 代表取締役 太田恵三
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,089 m²
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 190 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 88 台
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,026 m²
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 196 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 55 台
- 4 変更年月日 令和4年3月31日
- 5 変更の理由 営業計画変更のため
- 6 届出年月日 令和3年7月30日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和3年8月24日から令和3年12月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年12月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号